

1 自立支援給付の支給決定基準

サービス名称	1 居宅介護（法第5条第2項） （身体介護・家事援助・通院介助（身体介護有無）・乗降介助）
サービスの内容	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
対象者	<p>障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者</p> <p>ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者</p> <p>① 区分2以上に該当していること。</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア) 「歩行」 「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ) 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ) 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ) 「排尿」 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ) 「排便」 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p>
支給量単位	時間（30分単位）／月 ただし、乗降介助のみ 1回単位／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	<p>介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。</p> <p>また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。</p>
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	2 重度訪問介護（法第5条第3項）
サービスの内容	<p>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分4以上であって、（ア）又は（イ）のいずれにも該当する者</p> <p>（ア） 次の（一）及び（二）のいずれにも該当していること</p> <p>（一） 二肢以上に麻痺等があること</p> <p>（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>（イ） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計が10点以上である者</p> <p>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <p>平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、</p> <p>① 障害支援区分が区分3以上で、</p> <p>② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。</p> <p>なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。</p> <p>① 100分の7.5 区分6に該当する者</p> <p>② 100分の15 （ア）に該当する者であって重度障害者等包括支援の対象となる者</p>
支給量単位	時間／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	<p>介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。</p> <p>また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。</p>
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	3 同行援護（法第5条第4項）
サービスの内容	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
対象者	<p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者</p> <p>※ 身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の認定を必要としないものとする。</p> <p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>下記のいずれにも該当する場合</p> <p>① 同行援護アセスメント調査表による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p> <p>② 障害支援区分2以上に該当する者。</p> <p>③ 障害支援区分の調査項目中のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>（ア）「歩行」 「全面的な支援が必要」</p> <p>（イ）「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>（ウ）「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>（エ）「排尿」 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>（オ）「排便」 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p>
支給量単位	時間（30分単位）／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	<p>介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。</p> <p>また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。</p>
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	4 行動援護（法第5条第5項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
支給量単位	時間（30分単位）／月
基本支給量	障害支援区分による国庫負担基準の単位を時間換算した時間数
加算支給量	介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無）等の勘案事項を踏まえ、基本支給量の2倍まで認定。 また、基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として認定。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	5 療養介護（法第5条第6項）
サービスの内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	6 生活介護（法第5条第7項）
サービスの内容	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>※③の者のうち以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案をの作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施工時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数／月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	7 短期入所（法第5条第8項）
サービスの内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
対象者	① 障害支援区分が区分1以上である障害者 ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
支給量単位	日／月
基本支給量	標準の支給決定日数は月3日とする。 ただし、具体的な利用見込がある場合には必要日数を月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	8 重度障害者等包括支援（法第5条第9項）											
サービスの内容	<p>常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る。）を包括的に提供する。</p>											
対象者	<p>障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者</p> <table border="1" data-bbox="435 568 1477 842"> <thead> <tr> <th>類</th> <th>型</th> <th>状態像</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重度訪問介護の対象であつて四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右の何れかに該当する者</td> <td>人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者</td> <td>・筋ジストロフィー ・脊髄損傷 ・ALS ・遷延性意識障害等</td> </tr> <tr> <td>最重度知的障害者</td> <td>・重症心身障害者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上である者</td> <td>・強度行動障害等</td> </tr> </tbody> </table> <p>I 類型 (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左 下肢 右下肢」において、何れも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 間接の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (3) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスプレーター」において「ある」と認定 (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>II 類型 (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重要」と確認 (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、何れも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 間接の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>III 類型 (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であつて (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者</p>	類	型	状態像	重度訪問介護の対象であつて四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右の何れかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者	・筋ジストロフィー ・脊髄損傷 ・ALS ・遷延性意識障害等	最重度知的障害者	・重症心身障害者等	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上である者		・強度行動障害等
類	型	状態像										
重度訪問介護の対象であつて四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右の何れかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者	・筋ジストロフィー ・脊髄損傷 ・ALS ・遷延性意識障害等										
	最重度知的障害者	・重症心身障害者等										
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上である者		・強度行動障害等										
支給量単位	単位/月											
基本支給量	<p>一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。</p>											
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>											
留意事項												

サービス名称	9 施設入所支援（法第5条第10項）
サービスの内容	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
対象者	<p>① 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の者にあつては障害支援区分3）以上である者</p> <p>② 自立訓練又は就労移行支援（以下この条において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の者にあつては障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手續きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手續きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>※ ③又は④の者のうち以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施工時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 <p>※ 障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	10 自立訓練（機能訓練）（法第5条第12項）
サービスの内容	身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	11 自立訓練（生活訓練）（法第5条第12項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	12 宿泊型自立訓練（法第5条第12項）
サービスの内容	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	13 就労移行支援（法第5条第13項）
サービスの内容	<p>就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者</p> <p>② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	14 就労継続支援A型（法第5条第14項）
サービスの内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の以下の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 <p>また、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。 ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。 ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	15 就労継続支援B型（法第5条第14項）
サービスの内容	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②いずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路上で、町が組み合わせの必要性を認めた者。 <p>※ ④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案を作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	16 共同生活援助（法第5条第15項）
サービスの内容	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
対象者	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで障害福祉サービス若しくはこれに準じるものを利用したことがある者に限る。）
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	17 地域移行支援（法第5条第18項）
サービスの内容	<p>障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障害者</p> <p>※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。</p> <p>※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者</p> <p>※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体制利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。</p> <p>⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

サービス名称	18 地域定着支援（法第5条第19項）
サービスの内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

2 地域生活支援事業の支給決定基準

サービス名称	移動支援事業（法第77条第1項第8号）
サービスの内容	<p>屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）</p> <p>ア 個別支援型 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援</p> <p>イ グループ支援型 （ア）複数の障害者等への同時支援 （イ）屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援</p> <p>ウ 車両移送型 （ア）福祉バス等車両の巡回による送迎支援 （イ）公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援</p>
対象者	屋外での移動に著しい制限がある視覚障害者（児）・全身性障害者（児）又は知的障害者（児）・精神障害者
支給量単位	時間（30分単位）／月
基本支給量	社会参加のため必要とする量
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	移動支援事業の報酬額は、国保連支給決定基準額データを参照すること。

サービス名称	日中一時支援事業（法第77条第1項第9号）
サービスの内容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
対象者	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期により平準化を図る場合がある。
留意事項	日中一時支援事業の報酬額は、国保連支給決定基準額データを参照すること。

(3) 移動支援事業報酬額（事業費基本額）

移動支援（身体介護有り）は、介護給付の居宅介護の身体介護を準用。

また、移動支援（身体介護無し）は、介護給付の居宅介護の家事援助を準用。

(4) 日中一時支援事業報酬額（事業費基本額）

対象者		4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	(参考) 短期 入所基準額
障害者	区分6	222	445	667	890
	区分5	189	378	567	757
	区分4	156	312	468	624
	区分3	140	281	421	562
	区分1・2	122	245	367	490
障害児	区分3	189	378	567	757
	区分2	148	296	444	593
	区分1	122	245	367	490
療養介護対象児・者		600	1200	1800	2400
遷延性意識障害児・者		350	700	1050	1400
食事提供体制加算		68			68

※ 日中一時支援事業の基準単位は、介護保険給付の短期入所の基準単位に次の時間に
応じた割合を乗じた単位数とする。

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 所要時間4時間未満の場合 | 100分の25 |
| 2 | 所要時間4時間以上8時間未満の場合 | 100分の50 |
| 3 | 所要時間8時間以上の場合 | 100分の75 |

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,370	3,050	4,500	8,440	13,500	19,450	7,590

身体介護 1時間まで	402	5.9	7.6	11.2	21.0	33.6	48.4	18.9
家事援助 1時間まで	197	12.0	15.5	22.8	42.8	68.5	98.7	38.5

支給決定基準の定め方

障害者総合支援法における各福祉サービスにおける支給決定基準の作成の定め方は次のとおりとする。

1 居宅介護等

国庫負担水準が唯一示されているが、あくまで国が市の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではない。

また、身体介護1回1時間で換算すると、区分1で月換算で5.7時間、区分2で7.3時間、区分3で10.8時間、区分4で20.3時間、区分5で32.4時間、区分6で46.7時間であり、国庫負担水準の2倍までを支給基準とする。（県下他市では、1.25～2倍が水準となっている。）また基本支給量の2倍を超える場合は、障害支援区分認定審査会に意見を求めた上で「非定型の支給決定」として支給決定する。

2 生活介護等

特に国庫負担水準は示されていない。

また、区分1と区分6ではサービス内容が異なるだけであり、障害支援区分による支給量の制限は実態にそぐわないため、月31日を限度に必要量を支給することとする。

3 短期入所、施設入所等

特に国庫負担水準は示されていない。

また、介護者の状況等により必要量を支給する必要があり、障害支援区分による支給量の制限は実態にそぐわないため、月31日を限度に必要量を支給することとする。

ただし、短期入所については利用の具体的予定がなくとも、緊急時にすぐに利用するため申請するケース等については基本月3日で決定する。

サービス名称	児童発達支援
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における基本的な動作の指導 ○知識技能の付与 ○集団生活への適応訓練 ○その他、家族の日々の疲れを取ってもらう「レスパイト」機能
対象者	<p>身体の障がい、知的障がいのある未就学児、または精神に障がいのある未就学児（発達障がいを含む）。</p> <p>児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童ならば、手帳の有無を問わず利用可能。</p>
支給量単位	日／月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	保育所等訪問支援
サービスの内容	<p>○障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）</p> <p>○訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）</p> <p>※支援は2週に1回程度。障害児の状況、時期によって頻度は変化。</p>
対象者	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童
支給量単位	日/月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。</p> <p>ただし、申請時期により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	放課後等デイサービス
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立した日常生活を営むために必要な訓練 ○創作的活動、作業活動 ○地域交流の機会の提供 ○余暇の提供障がいのある子どもへの療育の場、居場所の役割とともに、家族に代わって一時的なケアを行うことで日々の疲れを取ってもらう「レスパイトケア」機能
対象者	<p>原則、就学児童 (ただし、引き続きサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある場合は、満20歳に達するまで利用可能)</p>
支給量単位	日/月
基本支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	<p>1ヶ月を単位とし、基本1年間で支給する。 ただし、申請時期により平準化を図る場合がある。</p>
留意事項	

サービス名称	9 共同生活介護（法第5条第10項）
サービスの内容	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。
対象者	障害支援区分が区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者
支給量単位	日／月
基本支給量	月31日までの範囲内で支給決定する。
支給期間	1ヶ月を単位とし、基本3年間で支給する。 ただし、申請時期や障害支援区分の有効期間により平準化を図る場合がある。
留意事項	

